

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1号中「（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1号から第3号までにおいて同じ。）」を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第9条第1号から第3号までにおいて同じ。）の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月15日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

配偶者同行休業に係る人事院規則が改正されたこと及び他の都道府県の状況を考慮し、配偶者同行休業の期間の再度の延長が可能となる特別の事情を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。